

いじめ再調査に係る再発防止策等検討会の設置について

1 目 的

鹿児島県いじめ再調査委員会の調査報告書（以下、「再調査報告書」という。）を踏まえた再発防止策等を検討するため、有識者等から成る検討会（以下、「検討会」という。）を設置する。

2 所掌事務

検討会は、再調査報告書を踏まえ、次に掲げる事項を検討する。

- (1) いじめの防止等のための対策
- (2) 重大事態の発生防止策及び重大事態が発生した後の学校等の対応
- (3) いじめ調査委員会の調査体制や調査方法等の検証を踏まえた調査のあり方
- (4) いじめの防止等のための対策の今後の検証の方法

3 委 員

教育、法律分野の有識者 4 名

4 組 織 等

- ・ 検討会については、大綱の策定、教育条件の整備等重点的に講ずべき施策、緊急の場合に講ずべき措置について協議・調整を行う「鹿児島県総合教育会議」（※）の下に設置する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第1条の4

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

- ・ 検討会で取りまとめられた再発防止策（案）については、「総合教育会議」において、知事と教育委員会で意見交換を行う。
- ・ 教育委員会は、再発防止策を実行する。

※ 鹿児島県総合教育会議（概要）

- (1) 設置根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4
- (2) 構 成 員：知事，教育委員会
- (3) 会 議：知事が招集（座長），原則公開
- (4) 協議・調整事項
 - ① 教育大綱の策定
 - ② 教育の条件など重点的に講ずべき施策
 - ③ 児童，生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- (5) 事 務 局：総務部学事法制課